

警備業における標識の掲示について

警備業法の一部改正により、令和6年4月1日から認定証が廃止となり警備業法施行規則に規定する様式の「標識」の掲示義務が課せられることとなりました。

このため、株式会社正覚では規則に規定する「標識」を下記の通りウェブサイトに掲載致しました。

別記様式第2号（第6条関係）

警備業者	
認定をした公安委員会	福岡県公安委員会
認定の番号	第九〇〇〇〇九八六号
有効期間	令和3年9月28日から 令和8年9月27日まで
氏名又は名称	株式会社 正覚
所在地	福岡県北九州市八幡西区紅梅1丁目7番21号

記載要領 所在地欄には、主たる営業所の所在地を記載すること。

備考 1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。

2 標識を営業所に掲示する場合には、用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。